

仕 様 書 （企画提案用）

1 事業の件名

地域の観光資源を活用したプロモーション事業
「富士山エリア周遊オンラインプロモーション事業」

2 事業の目的

米国市場からの訪日外客総数は、国地域別で第5位（2019年 JNTO 統計）と安定して実績が推移している。また、今後予定されている大規模競技大会の開催に向けて、米国からの日本や東京周辺エリアに対する注目度は、益々高まっている。

こうした好機を捉え、関東運輸局（以下「当局」）は、連携先とともに、訪日旅行市場の更なる拡大が期待される米国において、米国の個人旅行者（以下「FIT」）を誘客のターゲットに設定する。

FITの多くは、旅行情報源としてウェブサイト等オンラインメディアを利用している。

これを踏まえ、世界遺産富士山を中心にした周辺エリア（以下「富士箱根伊豆周辺エリア」）内の「アウトドア活動等のアクティビティ、伝統文化、又は自然の中での体験」等を切り口に、地域のコンテンツの魅力を印象づけるほか、新型コロナウイルス感染症の感染リスクによる不安を和らげ、認知度向上とイメージアップを図るためのオンラインメディア上での広告事業を展開することで、今後の富士箱根伊豆周辺エリア（神奈川県、山梨県、静岡県）の米国FIT周遊を促進する。

3 業務の内容

企画提案にあたっては、以下の業務の内容を踏まえ、実施方法・手段・留意点等を含めた業務実施方針を明示した提案を行うこと。

また、観光庁及び JNTO 発表の市場別プロモーション方針に沿った提案を行うこと。

（観光庁ホームページ URL http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html）

オンラインプロモーション事業

主要な購読者が米国人であるオンラインメディア上に、富士箱根伊豆周辺エリアの特集記事を掲載する。併せて、記事掲載ページへの流入を増やすため SNS 等での誘導枠を合わせた広告を行う。

なお、本事業の誘客ターゲットは、米国の中間所得層（平均世帯収入が8万ドル以上）から高所得者層（平均世帯年収が15万ドル以上）で、アウトドア活動等のアクティビティ、伝統文化、又は自然の中での体験に関心を持つ層とする。

(1) オンラインプロモーション

① 業務の内容

ア 実施概要

(7) 実施時期：令和3年（2021年）1月～2月（予定）

(4) 連携先：富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会（神奈川県・山梨県・静岡

県)、東海旅客鉄道(株)

イ 掲載するオンラインメディアの条件

トップページの月間のページビュー数(以下「PV」)が5,000万以上のウェブサイト

ウ 掲載の内容

(7) 掲載する観光コンテンツ

・オンラインメディア上に、富士箱根伊豆周辺エリアの周遊を目的とした、3県の魅力(アウトドア活動等のアクティビティ、伝統文化、又は自然の中での体験等)を効果的に発信する記事を英語で掲載すること。掲載する観光コンテンツ及び施設等については、読者層の分析を十分に行い、嗜好に合ったものとする。また、エリア内の新型コロナウイルス感染症に対する安心・安全の取組についても想起させるような記載をすること。

・東海道新幹線の訪日外国人旅行者向け予約サービス「Tokaido Sanyo Shinkansen Online Reservation Service」の至便性に加え、当該サービスを利用した鉄道移動により可能となる富士箱根伊豆周辺エリア内の観光魅力も併せて掲載すること。

・掲載するコンテンツの数については、3県の露出がなるべく均等となるようバランスを考慮し、3県と協議の上、決定する。

(4) 記事を構成する要素

記事には、英文文章のほか、写真又は画像(原則として各県は1コンテンツあたり1枚以上、JR東海は1枚以上)を必ず含むものとする。また、発注者の求めに応じ、指定する外部リンク(ウェブサイトのURL等)も記事中に含むものとする。

エ 文章

(7) 1コンテンツあたり100~200語(英語)を目安とするが、掲載写真の点数やサイズにより調整すること。

(4) 記事作成者を手配すること。また、記事作成者の選定にあたり、選定理由(具体的な略歴・経歴等を含む)を示すこと。日本人が作成する場合は、ネイティブチェック者を手配し、ネイティブチェック体制を明確にすること。記事作成にあたり、取材は要しないが、関係者に確認をとり、正確な情報を記載すること。

オ 写真

写真の画質は、150dpi(解像度)以上のものとする。

写真素材は受注者が用意すること。必要に応じて、3県から写真を提供する。

カ 記事掲載にあたっては、ステルスマーケティング対策を行うこと。

キ 記事の校正回数は3回以上とし、英文に対する日本語訳を校正用に記載するとともに、原稿は電子データ(Word形式またはPowerPoint形式及びPDF形式)により提出すること。

ク 記事掲載までのスケジュール、記事掲載会社側との連携体制を明確にすること。

ケ 記事掲載後、契約満了日までに不測の事態が生じ、記事に掲載した事実に変化が生じたときは、記事内容の修正ができるよう、受注者は記事掲載会社側に対して必要な調整を行うこと。

コ 事業実施データの把握、集計及び分析等

本事業におけるPV、ユニークユーザー数(以下「UU」)、インプレッション数(以下「imp」)等のデータを把握し、当該データを集計・分析の上、その結果を実施月ごと

に集計し当局及び各連携先に月1回報告すること。

サ 記事掲載ページへの流入を増やすための広告を行うこと。

シ 連携する交通事業者と外部リンクの設置について調整すること。

(2) 企画提案事項等

① 作成した記事を掲載するオンラインメディアについて示すこと。また、選定理由及び効果を具体的に明記すること。

② 記事内容の企画及び調整

記事のレイアウトや使用する画像やメッセージ等、誘客ターゲットに訴求するコンテンツやデザインを提案すること。その際、連携先の統一的なイメージ発信を意識し、ブランディングに資する内容とすること。

③ 記事掲載ページへの流入を増やすためのフォロー

リスティング広告、バナー広告、スポンサーシップ、メール配信、SNSでの発信、他のオンラインメディアでの掲載等から記事掲載ページへ誘導する効果的なプロモーションツールを提案すること。なお、広告の予算額とその理由、見込まれる効果について明記すること。

④ 富士箱根伊豆周辺エリアなど、日本国内の情勢や旅行を想起させる掲載内容について具体的に明記すること。

⑤ 業務実施後における効果測定実施の項目及び目標値を具体的に明記すること。

なお、今回掲載する特集記事に対するPVについては、20,000PVを最低ラインとする。

また、記事掲載ページへ流入を増やすための広告については、その媒体接触者数の最低ラインを1,200,000imp、広告クリック数の最低ラインを12,000クリックとする。

⑥ 上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果を上げる企画があれば提案を行うこと。

4 情報管理体制

(1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙様式）を提出し、担当部局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部局の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

・担当部局が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地位統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部局が同意した場合はこの限りではない。

(3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取り

扱い（返却・削除等）については、担当部局の指示に従うこと。

- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

5 その他留意事項

- (1) 事業の遂行にあたり、進捗状況に滞りがないよう、進行管理を行うこと。
- (2) 本業務の業務遂行に必要な担当者を明確にし、常態的に当局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (3) 本事業は、当局及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度当局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (4) 当局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められることができるものとする。
- (5) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (6) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等の必要な措置を講じること。

6 効果測定及び成果物

(1) 効果測定の実施

- ① 事業実施後における効果測定の実施及び今後の課題分析を行うこと。

（プロモーションにおけるオンラインメディアの個別ページでの PV や UU、広告等プロモーションツールからの流入数、広告費用換算額算定、各都県への経済効果の数値化等を含む。）

- ② その他、数値として把握できるものがあれば提案すること。

- (2) 事業の進捗管理及び目標、成果については、Visit Japan 成果確認システム（通称：VJ net. システム）に入力し、管理すること。

(3) 事業実施におけるデータ等の還元について

事業実施におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ等還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務に当局の指示する形式にてデータを納品すること。

(https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html)

(4) 成果物の作成

- ① 次のとおり実施報告書及び効果測定書を提出すること。

ア 本事業実施報告書及び効果測定書（A 4判カラー冊子 40 頁程度）

当局 2部 各連携先 各2部 合計10部

イ 本事業実施報告書及び効果測定書の電子データ（本事業実施報告書及び効果測定書を記録した電子媒体）

当局 1式 各連携先 各1式 合計5式

（電子媒体はCD又はDVDとし、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power

Point2013 において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存すること)

ウ 電子データとして、本編の他に事業の概要を簡潔にまとめたA4判カラー1枚を作成すること。

エ 報告書等の用紙は、グリーン購入法に適合したものを使用すること。

② 次のとおり成果現物（掲載雑誌等）を提出すること。

ア 本事業で掲載されたオンラインメディア広告の成果
（現物掲載されたオンラインメディア広告の画像のキャプチャ等）
当局 1式 各連携先 各1式 合計5式

イ 成果現物に掲載された文章について、日本語の全文訳を報告書に記載すること。

③ 報告書等の作成にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。

④ 提出期限

ア 本事業実施報告書及び効果測定書…令和3年（2021年）3月22日（月）

イ 本事業実施報告書及び効果測定書電子データ…令和3年（2021年）3月22日（月）

ウ 成果現物…オンラインメディア広告掲載後、入手次第速やかに

⑤ 提出先

関東運輸局観光部国際観光課及び各連携先に郵送又は持参

富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会

本協議会は、神奈川県、山梨県及び静岡県の行政機関、民間事業者が連携して富士箱根伊豆地域及びその周辺地域における国際観光の一体的な振興を図り、もって外国人観光客の一層の誘致を行うことを目的としている。

本事業において3県の訴求をする場合は、本協議会のテーマ地区を構成する下表に掲げる市町村の観光資源を提案されるよう留意されたい。

区 分	地 方 公 共 団 体 名
県	神奈川県、山梨県、静岡県
市町村	<p>(神奈川県) 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、三浦市、伊勢原市、箱根町、湯河原町</p> <p>(山梨県) 甲府市、富士吉田市、山梨市、北杜市、笛吹市、甲州市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町</p> <p>(静岡県) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、小山町</p>